

# 介護職員の処遇改善についての取組

## 平成21年度改定

平成21年度介護報酬改定 + 3 %改定  
(介護従事者の処遇改善に重点をおいた改定)

## 平成21年度補正予算

処遇改善交付金を措置（1. 5万円相当）

## 平成24年度改定

平成24年度介護報酬改定  
処遇改善交付金を処遇改善加算として介護報酬に組み込む

## 平成27年度改定

処遇改善加算の拡充（1. 2万円相当）

## 平成29年度改定

ニッポン一億総活躍プラン等に基づき、処遇改善加算を拡充（1万円相当）

## 令和元年10月改定

新しい経済政策パッケージに基づき、  
全産業平均の賃金と遜色ない水準を目指し、更なる処遇改善を進めるため、特定処遇改善加算を創設

## 令和3年度改定

- ・特定処遇改善加算の介護職員間の配分ルールの柔軟化
- ・介護職員処遇改善加算（IV）、（V）の廃止（令和3年3月末の加算算定期事業所には1年の経過措置を設定）
- ・職場環境等要件の見直し

# 令和3年度介護報酬改定の概要

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図る。

改定率：+0.70% ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 0.05%（令和3年9月末までの間）

## 1. 感染症や災害への対応力強化

※各事項は主なもの

### ■感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築

#### ○日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進

- ・感染症対策の強化
- ・業務継続に向けた取組の強化
- ・災害への地域と連携した対応の強化
- ・通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応

## 2. 地域包括ケアシステムの推進

### ■住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進

#### ○認知症への対応力向上に向けた取組の推進

- ・認知症専門ケア加算の訪問サービスへの拡充
- ・無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ

#### ○看取りへの対応の充実

- ・ガイドラインの取組推進
- ・施設等における評価の充実

#### ○医療と介護の連携の推進

- ・老健施設の医療ニーズへの対応強化
- ・長期入院患者の介護医療院での受入れ推進

#### ○在宅サービス、介護保険施設や高齢者住まいの機能・対応強化

- ・訪問看護や訪問入浴の充実
- ・緊急時の宿泊対応の充実
- ・個室ユニットの定員上限の明確化

#### ○ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保

- ・事務の効率化による通減制の緩和
- ・医療機関との情報連携強化
- ・介護予防支援の充実

#### ○地域の特性に応じたサービスの確保

- ・過疎地域等への対応（地方分権提案）

## 4. 介護人材の確保・介護現場の革新

### ■喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応

#### ○介護職員の待遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進

- ・特定待遇改善加算の介護職員間の配分ルールの柔軟化による取得促進
- ・職員の離職防止・定着に資する取組の推進

- ・サービス提供体制強化加算における介護福祉士が多い職場の評価の充実
- ・人員配置基準における両立支援への配慮
- ・ハラスマント対策の強化

#### ○テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた

##### 業務効率化・業務負担軽減の推進

- ・見守り機器を導入した場合の夜間ににおける人員配置の緩和
- ・会議や多職種連携におけるICTの活用

- ・特養の併設の場合の兼務等の緩和
- ・3ユニットの認知症GHの夜勤職員体制の緩和

#### ○文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進

- ・署名・押印の見直し
- ・電磁的記録による保存等
- ・運営規程の掲示の柔軟化

## 3. 自立支援・重度化防止の取組の推進

### ■制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進

#### ○リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化

- ・計画作成や多職種間会議でのリハ、口腔、栄養専門職の関与の明確化
- ・リハビリテーションマネジメントの強化
- ・退院退所直後のリハの充実
- ・通所介護や特養等における外部のリハ専門職等との連携による介護の推進
- ・通所介護における機能訓練や入浴介助の取組の強化
- ・介護保険施設や通所介護等における口腔衛生の管理や栄養マネジメントの強化

#### ○介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進

- ・CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進
- ・ADL維持等加算の拡充

#### ○寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進

- ・施設での日中生活支援の評価
- ・褥瘡マネジメント、排せつ支援の強化

## 5. 制度の安定性・持続可能性の確保

### ■必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る

#### ○評価の適正化・重点化

- ・区分支給限度基準額の計算方法の一部見直し
- ・訪問看護のリハの評価・提供回数等の見直し
- ・長期間利用の介護予防リハの評価の見直し
- ・居宅療養管理指導の居住場所に応じた評価の見直し
- ・介護療養型医療施設の基本報酬の見直し
- ・介護職員待遇改善加算（IV）（V）の廃止
- ・生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証

#### ○報酬体系の簡素化

- ・月額報酬化（療養通所介護）
- ・加算の整理統合（リハ、口腔、栄養等）

## 6. その他の事項

#### ○介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化

- ・高齢者虐待防止の推進
- ・基準費用額（食費）の見直し

- ・基本報酬の見直し

## 基本報酬の見直し

### 基本報酬の見直し

- 改定率については、介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、物価動向による物件費への影響など介護事業者の経営を巡る状況等を踏まえ、全体で+0.70%（うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、0.05%（令和3年9月末まで））。これを踏まえて、
  - ・ 全てのサービスの基本報酬を引き上げる  
※ 別途の観点から適正化を行った結果、引き下げとなっているものもある
  - ・ 全てのサービスについて、令和3年4月から9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せする【告示改正】

### 令和3年度介護報酬改定に関する「大臣折衝事項」（令和2年12月17日）（抄）

令和3年度介護報酬改定については、介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、物価動向による物件費への影響など介護事業者の経営を巡る状況等を踏まえ、改定率は全体で+0.70%とする。給付の適正化を行う一方で、感染症等への対応力強化やICT化の促進を行うなどメリハリのある対応を行うとともに、次のとおり対応する。

- ・ 新型コロナウイルス感染症に対応するため、かかり増しの経費が必要となること等を踏まえ、令和3年9月末までの間、報酬に対する特例的な評価を行うこととし、上記+0.70%のうち+0.05%相当分を確保する。  
同年10月以降については、この措置を延長しないことを基本の想定としつつ、感染状況や地域における介護の実態等を踏まえ、必要に応じ柔軟に対応する。
- ・ 介護職員の処遇改善に向け、令和元年10月に導入した特定処遇改善加算の取得率が6割に留まっていることを踏まえ、取得拡大の方策を推進するとともに、今回の改定による効果を活用する。特定処遇改善加算や今回の改定の効果が、介護職員の処遇改善に与える影響について実態を把握し、それを踏まえ、処遇改善の在り方について検討する。

# 令和3年度介護報酬改定に関する審議報告

## 令和3年度介護報酬改定に関する審議報告（抄）（社会保障審議会介護給付費分科会令和2年12月23日）

### 介護職員処遇改善加算（IV）及び（V）の廃止

介護職員処遇改善加算（IV）及び（V）について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。その際、令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、1年の経過措置期間を設けることとする。

### 介護職員等特定処遇改善加算の見直し

介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、以下の見直しを行う。

- 平均の賃金改善額の配分ルールについて、「その他の職種」は「その他の介護職員」の「2分の1を上回らないこと」とするルールは維持した上で、「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上とすること」とするルールについて、「より高くすること」とする。

### 処遇改善加算の職場環境等要件の見直し

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、介護事業者による職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、以下の見直しを行う。

ア 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるように見直しを行う。

- 職員の新規採用や定着促進に資する取組
  - 職員のキャリアアップに資する取組
  - 両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
  - 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
  - 生産性の向上につながる取組
  - 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
- イ 職場環境等要件に基づく取組の実施について、過去ではなく、当該年度における取組の実施を求める。

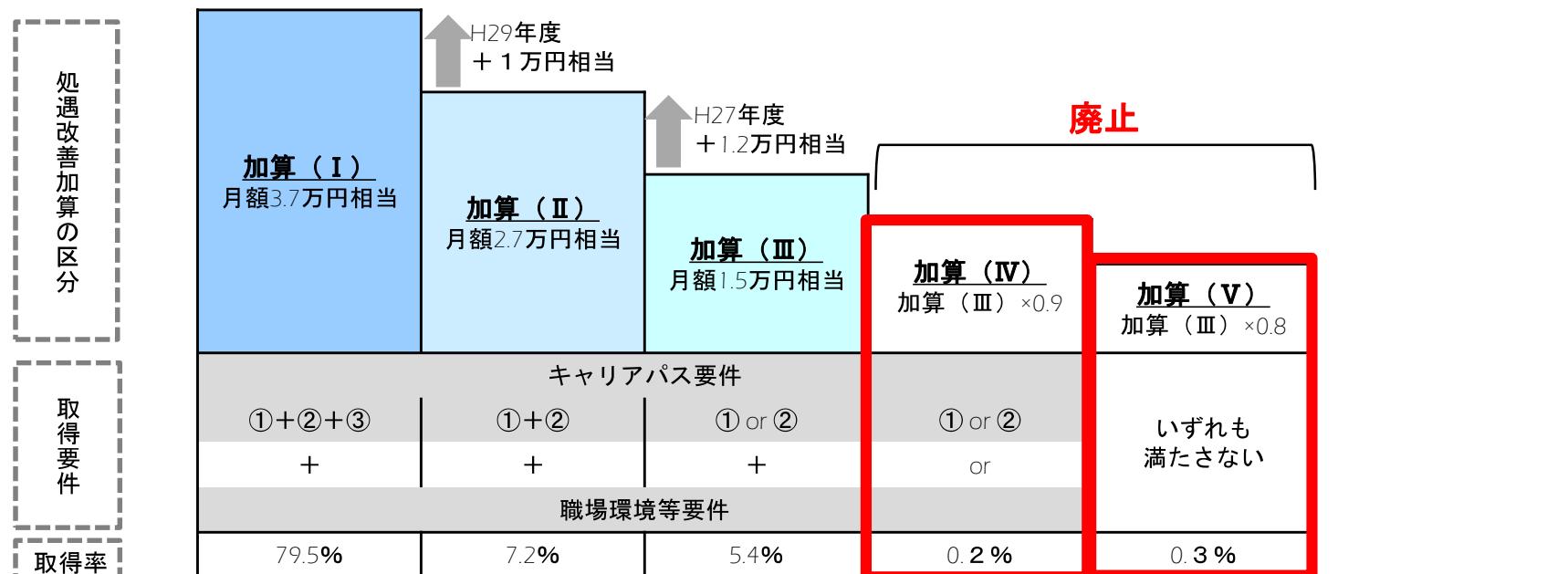
# 介護職員処遇改善加算の見直し

## 介護職員処遇改善加算（IV）（V）の廃止

- 介護職員処遇改善加算（IV）及び（V）について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。  
【告示改正】

（※令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、1年の経過措置期間を設ける）

### 処遇改善加算の対象サービス



#### <キャリアパス要件>

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含

#### <職場環境等要件>

- 賃金改善を除く、職場環境等の改善

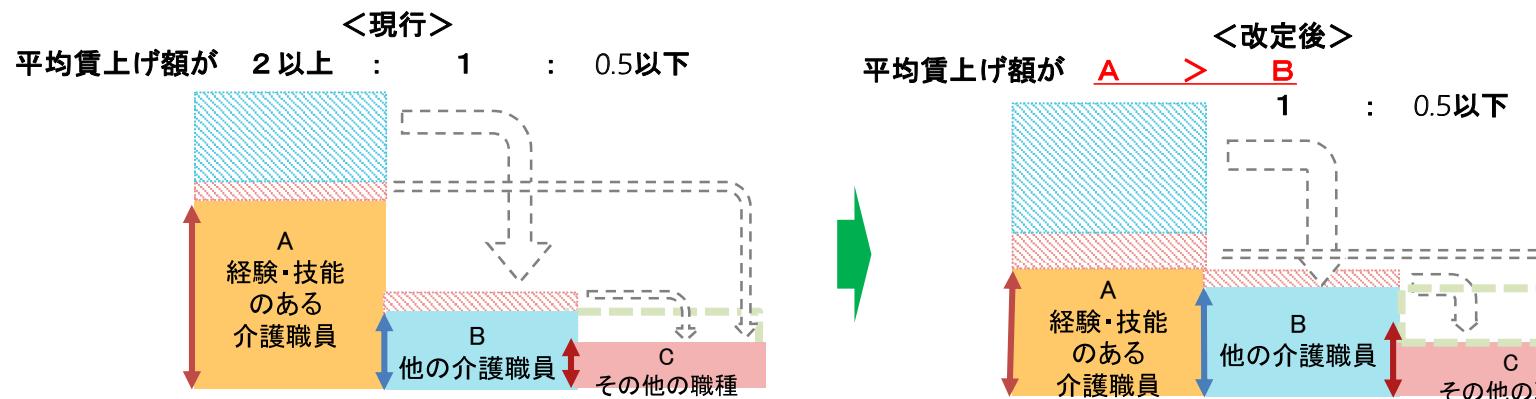
## 特定処遇改善加算の見直し

### 特定処遇改善加算の介護職員間の配分ルールの柔軟化による取得促進

- 特定処遇改善加算について、制度の趣旨は維持しつつより活用しやすい仕組みとする観点から、平均の賃金改善額の配分ルールにおける「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上とすること」について、「より高くすること」と見直す。【告示改正】

### 特定処遇改善加算の対象サービス

- リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、見直しを行う。



### 職員の離職防止・定着に資する取組の推進

- 処遇改善加算や特定処遇改善加算の職場環境等要件について、職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点からの見直しを行う。【告示改正、通知改正】

### 処遇改善加算・特定処遇改善加算の対象サービス

- 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるように見直しを行う。【通知改正】
  - ・職員の新規採用や定着促進に資する取組
  - ・職員のキャリアアップに資する取組
  - ・両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
  - ・腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
  - ・生産性の向上につながる取組
  - ・仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
- 職場環境等要件に基づく取組の実施について、当該年度における取組の実施を求める。【告示改正】

# 処遇改善加算の職場環境等要件の見直し

- 職場環境等要件について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるように見直しを行う。
  - ・ 職員の新規採用や定着促進に資する取組
  - ・ 両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
  - ・ 生産性の向上につながる取組
  - ・ 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
  - ・ 職員のキャリアアップに資する取組
  - ・ 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
- 職場環境等要件に基づく取組の実施について、過去ではなく、当該年度における取組の実施を求める見直し。  
(現行では、加算Ⅰ及びⅡは平成27年4月以降、加算Ⅲ及びⅣは平成20年10月以降に実施した取組について、当該年度の取組として認めることとしている。)

## 現行の職場環境等要件

資質の向上	<ul style="list-style-type: none"><li>・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）</li><li>・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動</li><li>・小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築</li><li>・キャリアパス要件に該当する事項（キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る）</li><li>・その他</li></ul>
労働環境・ 待遇の改善	<ul style="list-style-type: none"><li>・新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入</li><li>・雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実</li><li>・I C T活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化</li><li>・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入</li><li>・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備</li><li>・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善</li><li>・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化</li><li>・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備</li><li>・その他</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化</li><li>・中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）</li><li>・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮</li><li>・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上</li><li>・非正規職員から正規職員への転換</li><li>・職員の増員による業務負担の軽減</li><li>・その他</li></ul>

# 更なる処遇改善（介護職員等特定処遇改善加算）を算定するためには

## 1 特定加算の算定要件の確認

- ① 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲに係る届出を行っていること
- ② 職場環境要件について、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること  
→ 区分を見直し予定。経過措置を設けた上で、見直し後のそれぞれの区分で1つ以上取り組むことを求める予定
- ③ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること



勤続10年以上の介護福祉士がいなくても算定可能

## 2 加算区分の確認

- 特定加算の加算区分は、ⅠとⅡの2区分
- Ⅰは、サービス提供体制強化加算の上位の区分(※)を算定している場合、算定可能（Ⅰに該当しない場合はⅡを算定可能）

※ 訪問介護：特定事業所加算Ⅰ又はⅡ  
特定施設：サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡ  
入居継続支援加算Ⅰ又はⅡ  
特養：サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡ  
日常生活継続支援加算  
その他：サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡ

## 3 特定加算の見込額の計算

- 加算率に介護報酬を乗じる形で計算

各事業所の介護報酬  
(現行の処遇改善加算分を除く)



各サービスの  
特定加算の  
加算率



各事業所の新加算による収入



事業所ごとの勤続10年以上の介護福祉士の数に応じて  
加算されるのではない

## 4 賃上げを行う単位の決定

- 同じ賃上げルールのもと賃上げを行う単位を、法人又は事業所のどちらにするかを決める。

## 5 賃上げのルールの決定

### 1 賃上げを行う職員の範囲を決める

- ① 経験・技能のある介護職員を定義した上で、全ての職員を「A：経験・技能のある介護職員」、「B：その他の介護職員」、「C：介護職員以外の職員」に分ける。

● Aを定義する際のルール  
介護福祉士の資格は求めるが、10年より短い勤続年数でも可。他の法人での経験もカウント可能

- ② どの職員範囲（1、2又は3）で、賃上げするかを決める。

- 1) 経験・技能のある介護職員（Aのみ）
- 2) 介護職員全体（A+B）
- 3) 職員全体（A+B+C）

加算額を全てAに配分することも可能。BやCに配分することも可能。

### 2 賃上げ額と方法を決める（配分ルール）

- ① Aのうち1人以上は、月額8万円の賃金増又は年収440万円までの賃金増が必要。

既に年収440万円の人がいる場合は新たに設定する必要はない。  
小規模な事業所等は、この条件を満たさなくてもよい。

- ② グループ（A、B、C）の平均改善額について、  
**AはBより高いこと、CはBの2分の1以下**

各グループ内の一人ひとりの賃上げは、一律でもメリハリをつけても可。

# 1 | 特定加算の算定要件の確認

## 要件 1

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかの届出を行っていること

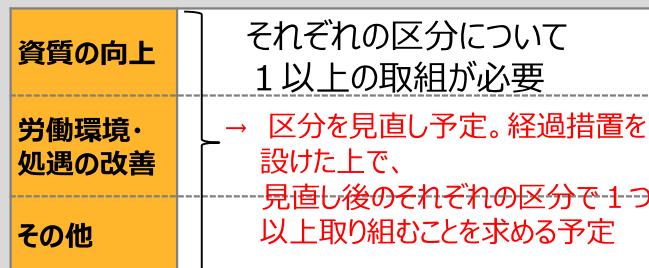
※ 算定ではなく届出に変更

## 要件 2

介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること

職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること

※ 当該年度に実施することが必要



## 要件 3

介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

- 以下の内容について、介護サービス情報公表制度を活用し、公表していること
  - ・ 処遇改善に関する加算の算定状況
  - ・ 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容
- 事業所のホームページがある場合は、そのホームページでの公表もok



勤続10年以上の介護福祉士がいなくても算定可能

# 処遇改善加算の職場環境等要件の見直し

- 職場環境等要件について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるように見直しを行う。
  - ・ 職員の新規採用や定着促進に資する取組
  - ・ 両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
  - ・ 生産性の向上につながる取組
  - ・ 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
  - ・ 職員のキャリアアップに資する取組
  - ・ 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
- 職場環境等要件に基づく取組の実施について、過去ではなく、当該年度における取組の実施を求める見直し。  
(現行では、加算Ⅰ及びⅡは平成27年4月以降、加算Ⅲ及びⅣは平成20年10月以降に実施した取組について、当該年度の取組として認めることとしている。)

## 現行の職場環境等要件

資質の向上	<ul style="list-style-type: none"><li>・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）</li><li>・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動</li><li>・小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築</li><li>・キャリアパス要件に該当する事項（キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る）</li><li>・その他</li></ul>
労働環境・ 待遇の改善	<ul style="list-style-type: none"><li>・新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入</li><li>・雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実</li><li>・I C T活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化</li><li>・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入</li><li>・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備</li><li>・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善</li><li>・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化</li><li>・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備</li><li>・その他</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化</li><li>・中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）</li><li>・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮</li><li>・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上</li><li>・非正規職員から正規職員への転換</li><li>・職員の増員による業務負担の軽減</li><li>・その他</li></ul>

## 2 | 加算区分の確認



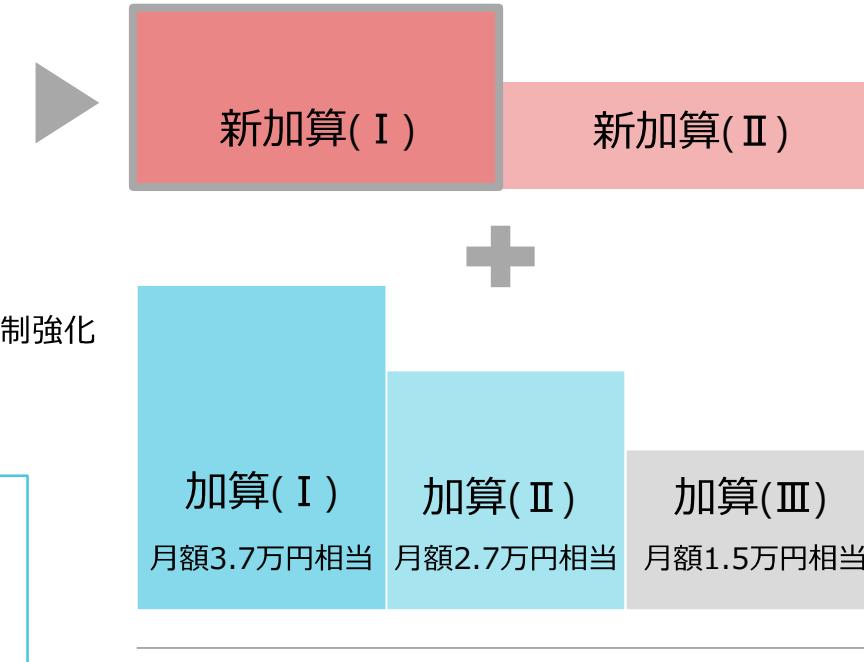
介護職員等特定職員待遇改善加算(新加算)の区分は、IとIIの2区分。  
Iは、サービス提供体制強化加算等の上位の区分を算定している場合、算定可能。

新加算(I)はサービス提供体制強化加算等の最も上位の区分(※)を算定している場合、算定可能。  
(Iに該当しない場合はIIを算定可能)

- ※サービス提供体制強化加算 I or II 以外の加算(I)の算定要件
- ・訪問介護：特定事業所加算 I or II
  - ・特定施設：入居継続支援加算 I or II or サービス提供体制強化加算 I or II
  - ・特養：日常生活継続支援加算

### 留意点：年度途中での変更の届出

- 介護福祉士の配置等の状況に変更があり、サービス提供体制強化加算の算定状況に変更があった場合、届出が必要
- 喀痰吸引を必要とする利用者割合についての要件などを満たせないことで、入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状況が、3ヶ月を超えて常態化した場合は届出が必要



### 現行の加算区分

## 2 | 加算区分の確認 — (参考) 加算率

### 1. 加算算定対象サービス

サービス区分	特定処遇改善加算		現行の処遇改善加算				
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
・訪問介護			13.7%	10.0%	5.5%		
・夜間対応型訪問介護	6.3%	4.2%					
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護							
・(介護予防) 訪問入浴介護	2.1%	1.5%	5.8%	4.2%	2.3%		
・通所介護	1.2%	1.0%	5.9%	4.3%	2.3%		
・地域密着型通所介護							
・(介護予防) 通所リハビリテーション	2.0%	1.7%	4.7%	3.4%	1.9%		
・(介護予防) 特定施設入居者生活介護	1.8%	1.2%	8.2%	6.0%	3.3%		
・地域密着型特定施設入居者生活介護							
・(介護予防) 認知症対応型通所介護	3.1%	2.4%	10.4%	7.6%	4.2%		
・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	1.5%	1.2%	10.2%	7.4%	4.1%		
・看護小規模多機能型居宅介護							
・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	3.1%	2.3%	11.1%	8.1%	4.5%		
・介護老人福祉施設							
・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2.7%	2.3%	8.3%	6.0%	3.3%		
・(介護予防) 短期入所生活介護							
・介護老人保健施設							
・(介護予防) 短期入所療養介護(老健)	2.1%	1.7%	3.9%	2.9%	1.6%		
・介護療養型医療施設							
・(介護予防) 短期入所療養介護(病院等)	1.5%	1.1%	2.6%	1.9%	1.0%		
・介護医療院							
・(介護予防) 短期入所療養介護(医療院)	1.5%	1.1%	2.6%	1.9%	1.0%		

加算 (III) により算出した単位 × 0.9      加算 (III) により算出した単位 × 0.8

### 2. 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
(介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、(介護予防) 福祉用具貸与、 特定(介護予防) 福祉用具販売、(介護予防) 居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%

### 3 | 特定加算の見込額の計算

サービス提供体制強化加算等の最も上位の区分※を算定しているか？

算定している

※ 訪問介護：特定事業所加算Ⅰ又はⅡ  
特定施設：サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡ、入居継続支援加算Ⅰ又はⅡ  
特養：サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡ、日常生活継続支援加算  
その他：サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡ

算定していない

特定加算(Ⅰ)の算定

特定加算(Ⅱ)の算定

特定加算(Ⅰ)の算定額の計算

各事業所の介護報酬  
(現行の処遇改善加  
算分を除く)



各サービスの  
**特定加算(Ⅰ)**  
の加算率



各事業所の  
特定加算(Ⅰ)  
による収入

特定加算(Ⅱ)の算定額の計算

各事業所の介護報酬  
(現行の処遇改善加  
算分を除く)



各サービスの  
**特定加算(Ⅱ)**  
の加算率

各事業所の  
特定加算(Ⅱ)  
による収入

特定加算の算定額に相当する賃金改善の実施

特定加算の算定額



- 特定加算は、事業所毎の勤続10年以上の介護福祉士の数に応じて配分さ  
れるものではない

## 4 | 賃上げを行う単位の決定

同じ賃上げルールのもと賃上げを行う単位を、法人又は事業所のどちらにするかを決める。

- 特定加算の配分ルールについて、法人単位で取り扱うときには、以下に留意。

- 経験・技能のある介護職員における「月額8万円」の改善又は「役職者を除く全産業平均水準（年収440万円）」の設定・確保  
→ 法人で1人ではなく、一括して申請する事業所の数に応じた設定が必要  
(設定することが困難な事業所が含まれる場合は、その合理的な説明を行うことにより、設定人数から除外可能)
- 平均の処遇改善額が、
  - A：経験・技能のある介護職員は、B：他の介護職員より高くすること
  - C：他の職種（役職者を除く全産業平均水準（年収440万円）以上の者は対象外）は、B：他の介護職員の2分の1を上回らないこと→ 法人全体を単位として取り扱うことが可能。

- 算定区分が（I）、（II）で異なる場合であっても、一括の申請は可能
- 一括申請が可能な事業所の範囲（オレンジ部分）

加算取得事業所	加算未取得事業所	特定処遇改善加算非対象サービス	医療障害保育
特定処遇改善加算対象サービス			
介護			

- 特養の併設、空所利用のショート、老健の療養ショートについては、特養や老健が、特定加算を算定している場合、同じ加算区分を算定可。

### 例

法人が4事業所分を一括して申請する場合



- 経験・技能のある介護職員における「月額8万円」の改善又は「役職者を除く全産業平均水準（年収440万円）」の設定・確保  
→ 法人内で各事業所1人分として、合計4名の設定・確保
- 法人の職員全体で、
  - ①経験・技能のある介護職員、②他の介護職員、③他の職種を設定し、処遇改善額を設定

### 1

### 賃上げを行う職員の範囲を決める

1. 経験・技能のある介護職員を定義した上で、全ての職員を「A：経験・技能のある介護職員」、「B：その他の介護職員」、「C：介護職員以外の職員」に分ける。
  - 加算額を全てAに配分することも可能。BやCに配分することも可能。
2. どの職員範囲で配分するか決める。
  - 全ての職員をA、B、Cに分ける

いずれの範囲も選択可能

#### A | 経験・技能のある介護職員

- (定義する際のルール)
- ・勤続10年以上の介護福祉士を基本
  - ・介護福祉士の資格は必要
  - ・勤続年数は、他の法人や医療機関等での経験等も通算可能
  - ・事業所の能力評価や等級システムを活用するなど、10年以上の勤続年数がなくても業務や技能等を勘案し対象とできる

#### B | その他の介護職員

- (定義する際のルール)
- ・「A：経験・技能のある介護職員」以外の介護職員

#### C | 介護職員以外の職員

- (定義する際のルール)
- ・介護職員以外の職員



- 事業所内で検討し、設定することが重要。
- Aは、介護福祉士の資格をもつ人がいない場合や、比較的新しい事業所で研修・実務経験の蓄積等に一定期間を有するなど、介護職員間における経験・技能に明らかな差がない場合にまで、設定を求めるものではない。
- Aでは介護福祉士の資格を求めるが、10年より短い勤続年数でも可。他の法人での経験もカウント可能。

### 2

### 賃上げ額と方法を決める

「A：経験・技能のある介護職員」のうち1人以上は、

**月額8万円の賃上げ又は年収440万円までの賃金増が必要**

#### 月額8万円の賃上げ

- ・ 賃金改善実施期間における平均賃上げ額が月額8万円となる必要
- ・ 現行の介護職員待遇改善の賃金改善分とは別に判断する
- ・ 法定福利費等の増加分を含めて判断可能。

#### 賃上げ年収440万円までの賃金引き上げ

- ・ 440万円を判断するに当たっては、手当等を含めて判断することが可能。
- ・ 賃金年額440万円が原則。年度途中から加算を算定している場合、12ヶ月間加算を算定していれば、年収440万円以上と見込まれる場合について、要件を満たすものとして差し支えない。
- ・ 現に年収440万円の者がいる場合はこの限りでない。
- ・ 社会保険料等の事業主負担その他の法定福利費等は含まずに判断。

#### 例外的な取扱い

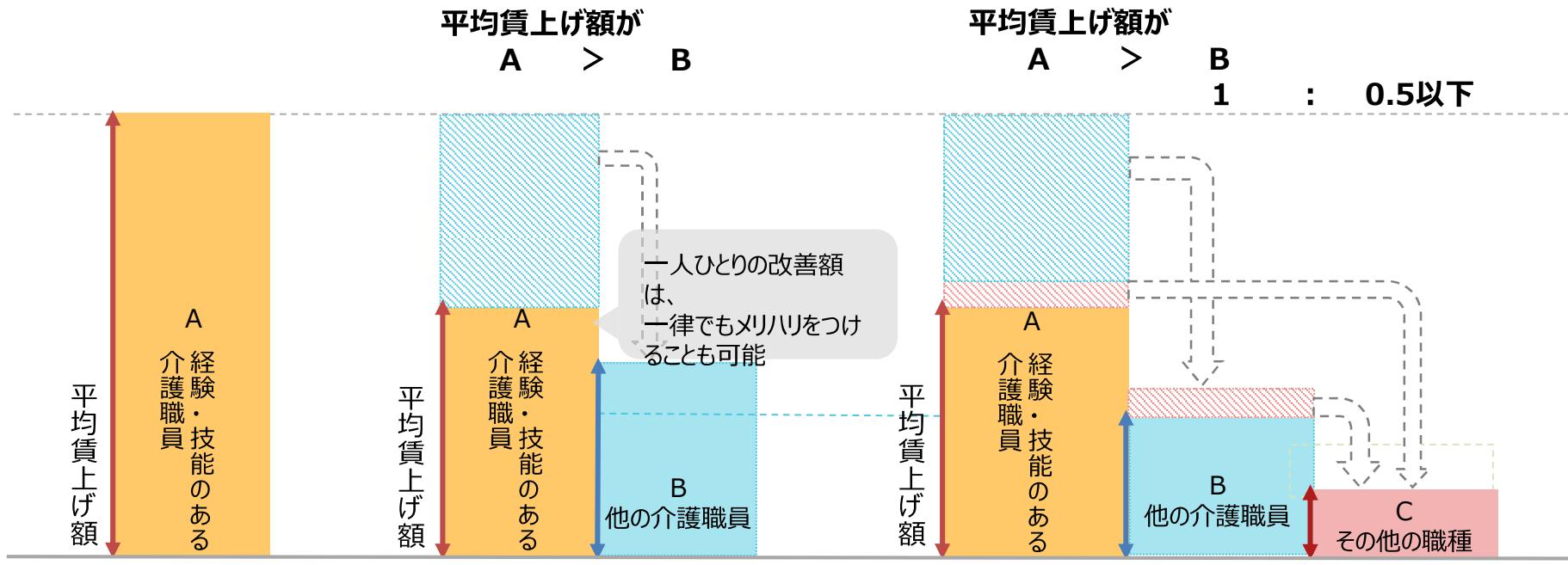
- ・ 以下の場合は、月額8万円の賃上げ又は年収440万円までの賃金増の条件を満たさなくてもよい。
  - ▶ 小規模事業所で加算額全体が少額である場合
  - ▶ 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合
  - ▶ 8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層、役職やそのための能力・待遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに、一定期間を要する場合

## 5 | 賃上げのルールの決定

### 2

### 賃上げ額と方法を決める

グループ (A、B、C)の平均賃上げ額について、「Aは、Bより高い」、「Cは、Bの2分の1以下」



#### 留意点：平均賃上げ額の計算

- 原則、常勤換算方法による人数算出が必要。  
一方、その他の職種については、実人数による算出も可能で  
あり、事業所内で検討し、設定することが重要
- 全ての職員をA、B、Cのいずれかに区分するため、賃金改善  
を行わない職員についても職員の範囲に含めることとなる

- 賃金改善後の賃金が年額440万円を上回る場合は対象外
  - ※ 440万円の基準の判断にあたり  
・手当等を含めて判断  
・非常勤職員の場合は、常勤換算方法で計算し判断
- 平均賃金額について、CがBより低い場合、平均賃上げ額を、基本の1 : 0.5ではなくBと同等の水準（1 : 1）とすることが可能